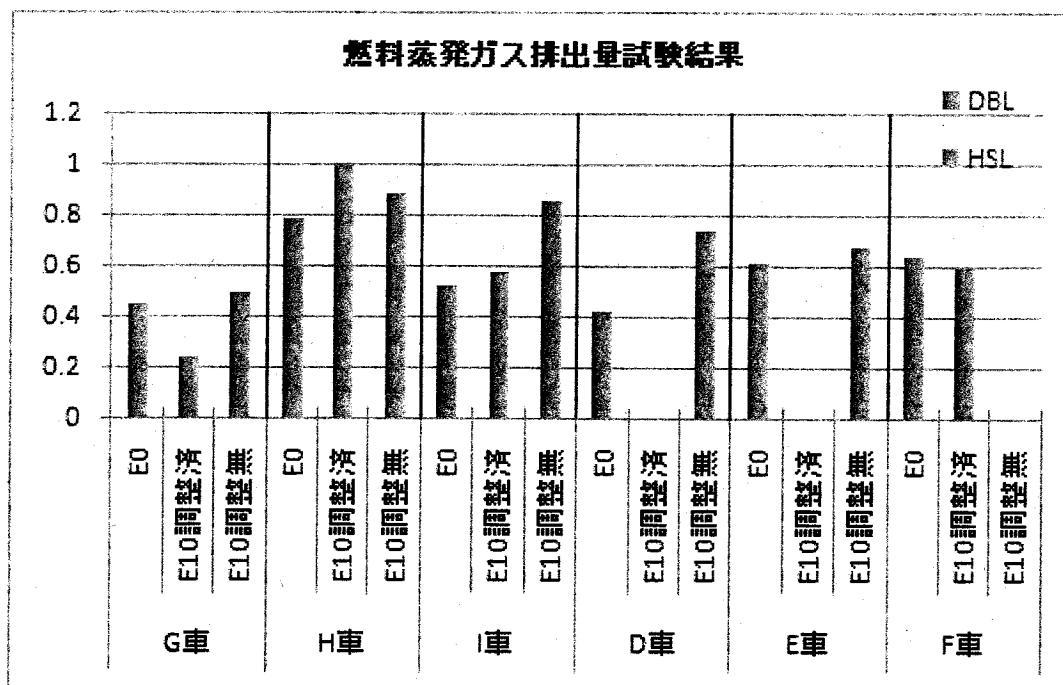


### (3) 燃料蒸発ガス影響調査



## 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

平成 20 年度の光化学オキシダントの測定局数は、1,178 局（一般局：1,148 局、自排局：30 局）であった。

このうち、環境基準達成局数は、一般局で 1 局 (0.1%)、自排局で 0 局 (0%) であり、依然として極めて低い水準となっている（図 3-1）。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値については、近年漸増している（図 3-2）。

一方、濃度別の測定時間の割合で見ると、1 時間値が 0.06ppm 以下の割合は一般局で 92.0%、自排局で 95.5%、0.06ppm を超え 0.12ppm 未満の割合は一般局で 7.9%、自排局で 4.5%、0.12ppm 以上の割合は一般局で 0.1%、自排局で 0.0%となっていた（図 3-3）。

平成 20 年度における光化学オキシダント注意報等<sup>※5</sup>の発令延べ日数（都道府県単位での発令日の全国合計値）は 144 日であった（図 3-4）。

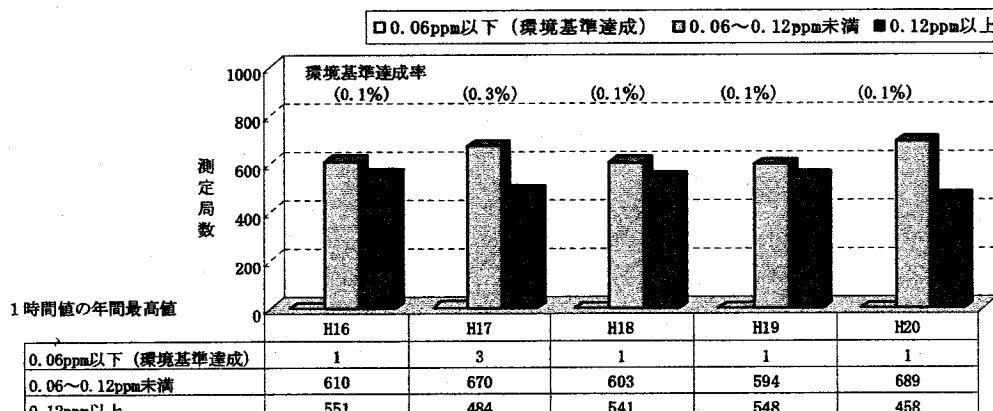
大都市に限らず都市周辺部での光化学オキシダント濃度が注意報レベルの 0.12ppm 以上となる日数も多く、光化学大気汚染の広域的な汚染傾向が認められる（図 3-5、図 3-6）。

### ※5 光化学オキシダント注意報等

注意報：光化学オキシダントの濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事が発令。

警 報：光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事が発令（一部の県では別の数値を設定している）。

（一般局）



（自排局）

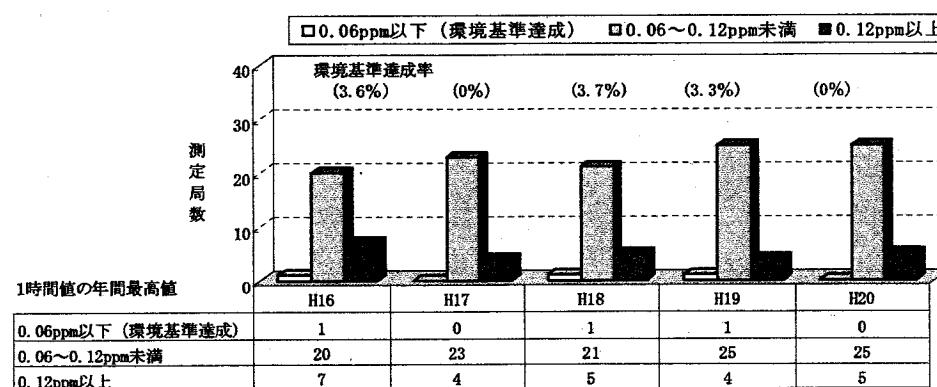


図 3-1 光化学オキシダント（昼間の日最高 1 時間値）濃度レベル別測定局数の推移

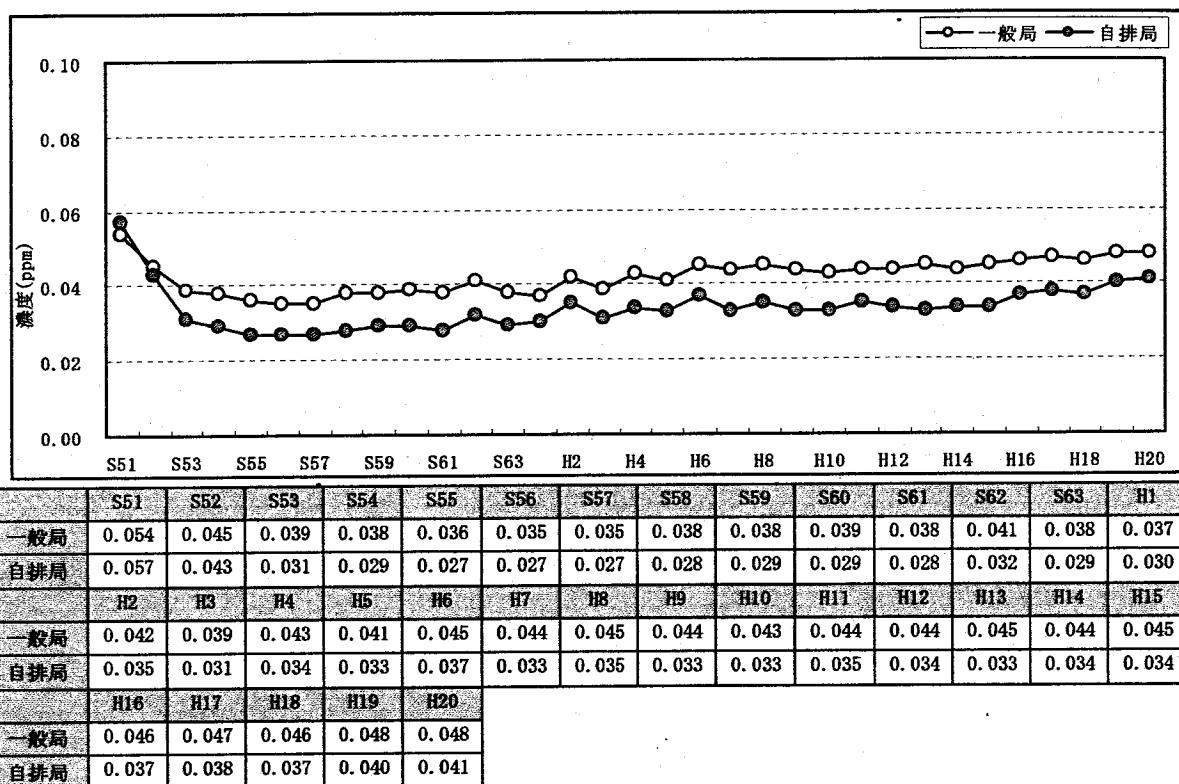


図3-2 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の推移

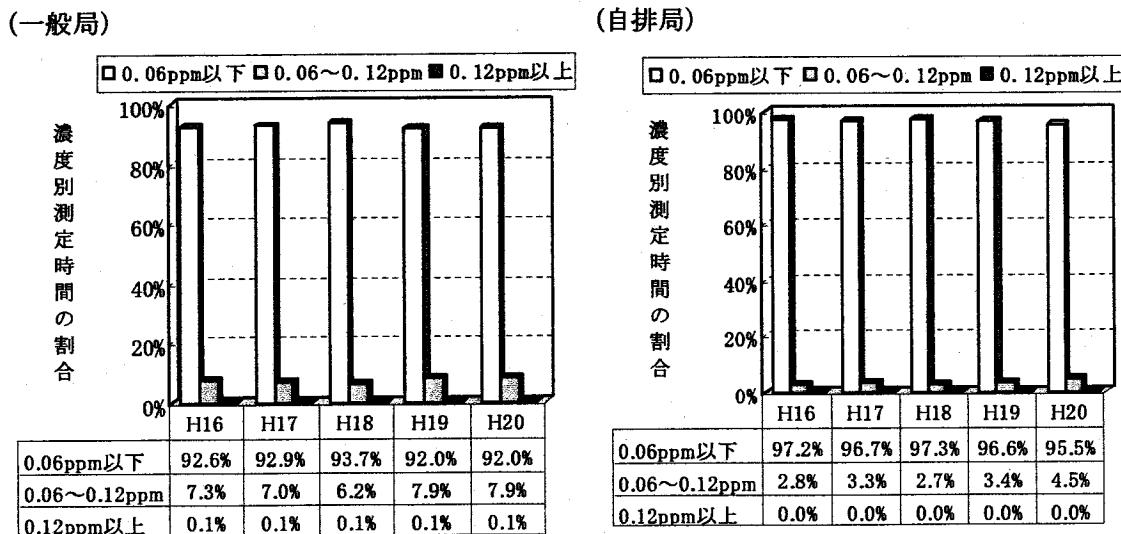


図3-3 光化学オキシダント濃度レベル別測定時間割合の推移（昼間）

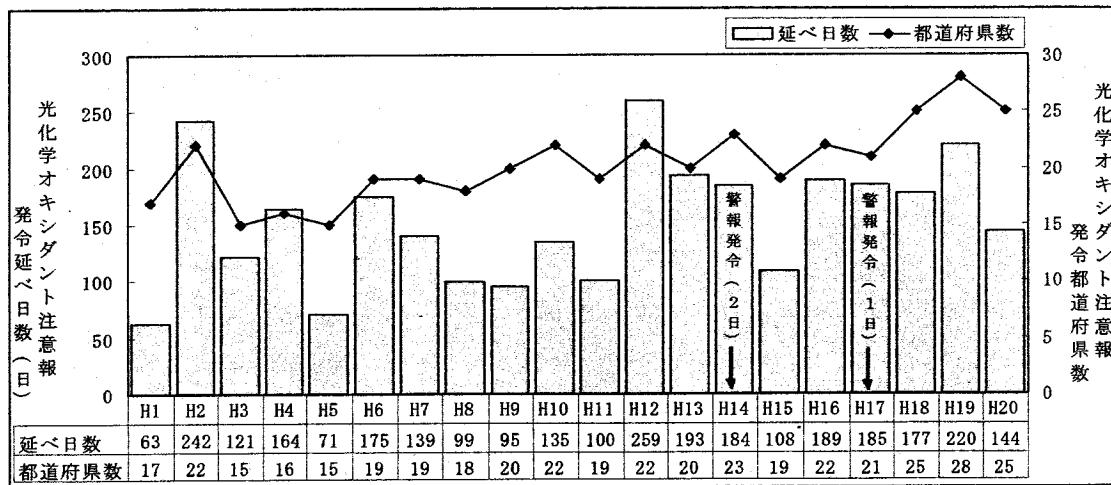


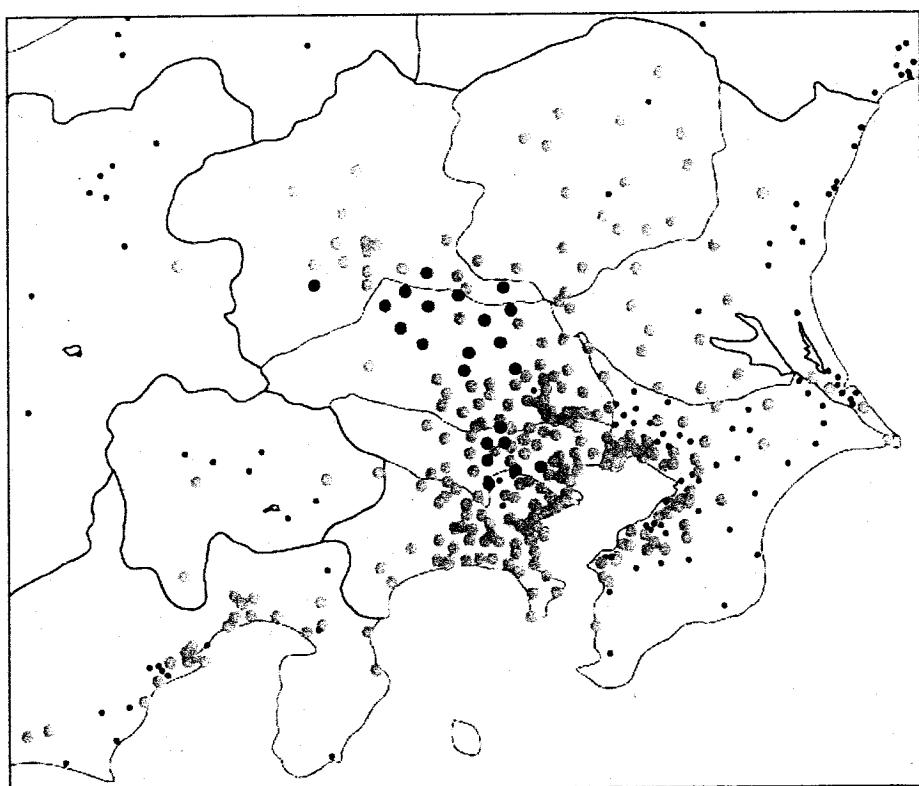
図3-4 光化学オキシダント注意報等発令日数及び発令都道府県数の推移



図3-5 注意報レベル(0.12ppm以上)の濃度が出現した日数の分布  
(全国:一般局)

関東地域

- : 出現日数が 10 日以上の測定局
- : 出現日数が 1 日から 9 日までの範囲にある測定局
- ・ : 出現日数が無かった測定局



関西地域

- : 出現日数が 1 日から 9 日までの範囲にある測定局
- ・ : 出現日数が無かった測定局

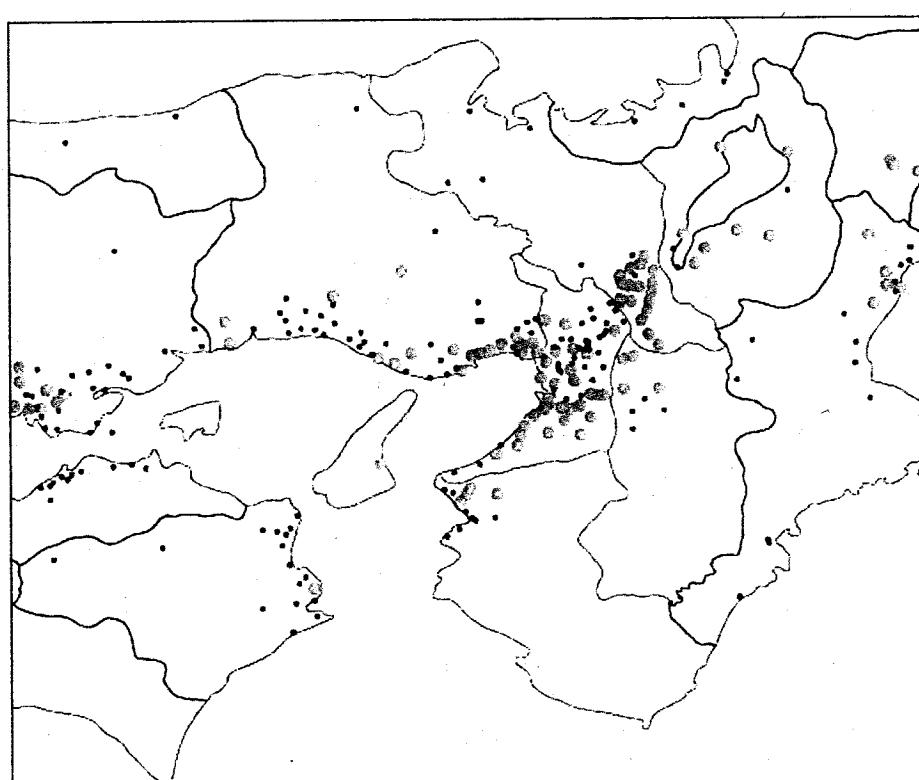


図 3-6 注意報レベル(0.12ppm 以上)の濃度が出現した日数の分布  
(関東地域、関西地域：一般局)

(参考) 非メタン炭化水素 (NMHC, Non-Methane hydrocarbons)

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素（全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもの）の平成 20 年度の測定局数は、496 局（一般局：318 局、自排局：178 局）であった。

午前 6 時～9 時の 3 時間平均値の年平均値は、一般局、自排局とも改善傾向を示しており、平成 20 年度は一般局では 0.18 ppmC、自排局では 0.23 ppmC であった（図 3-7）。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値は無いが、中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会（昭和 51 年 7 月 30 日）の大気環境指針は「午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31 ppmC 以下」となっている。

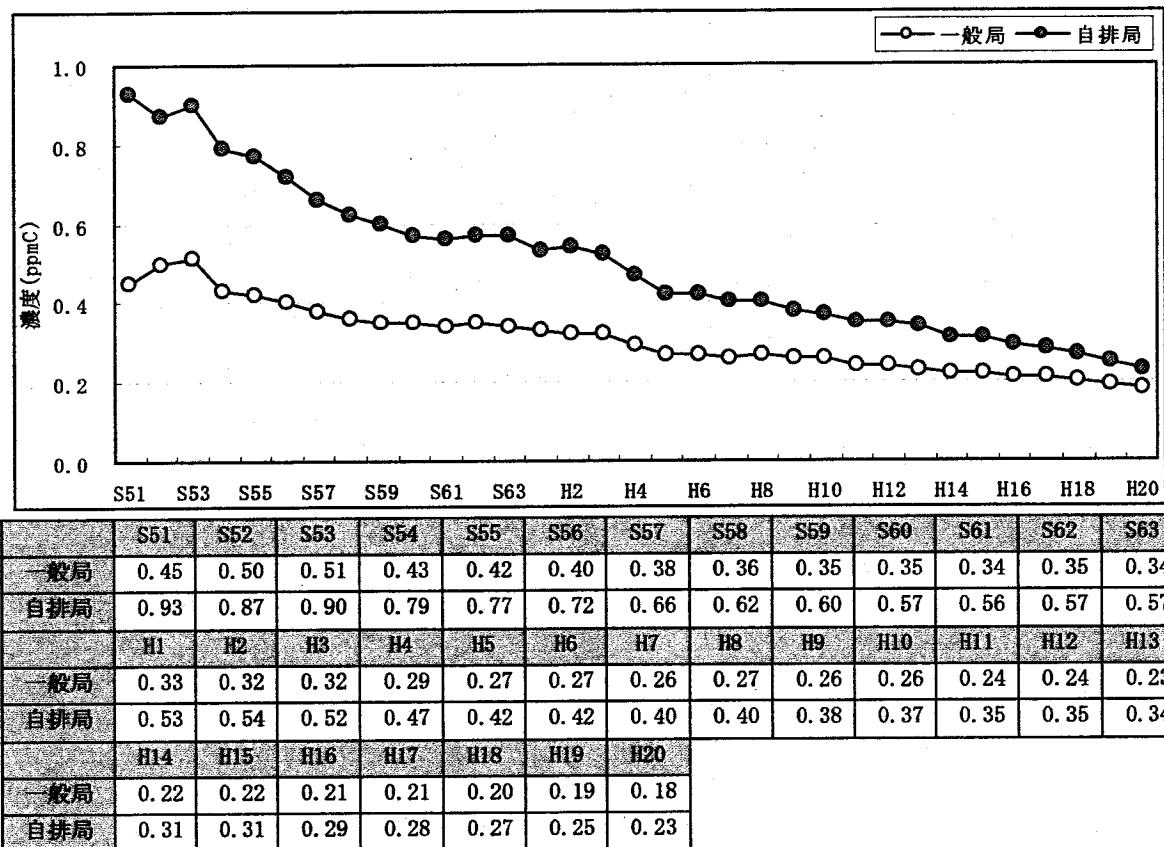
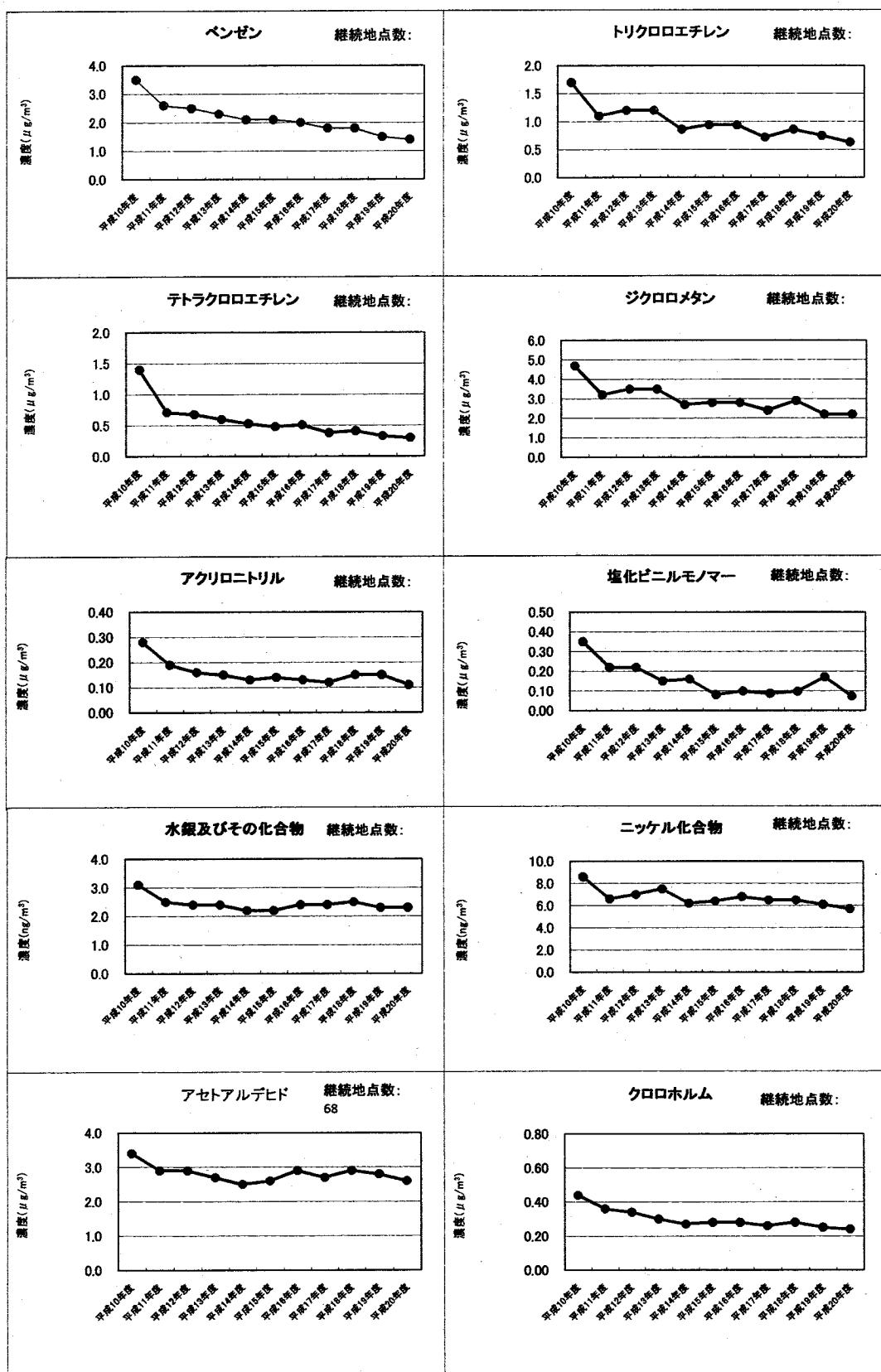
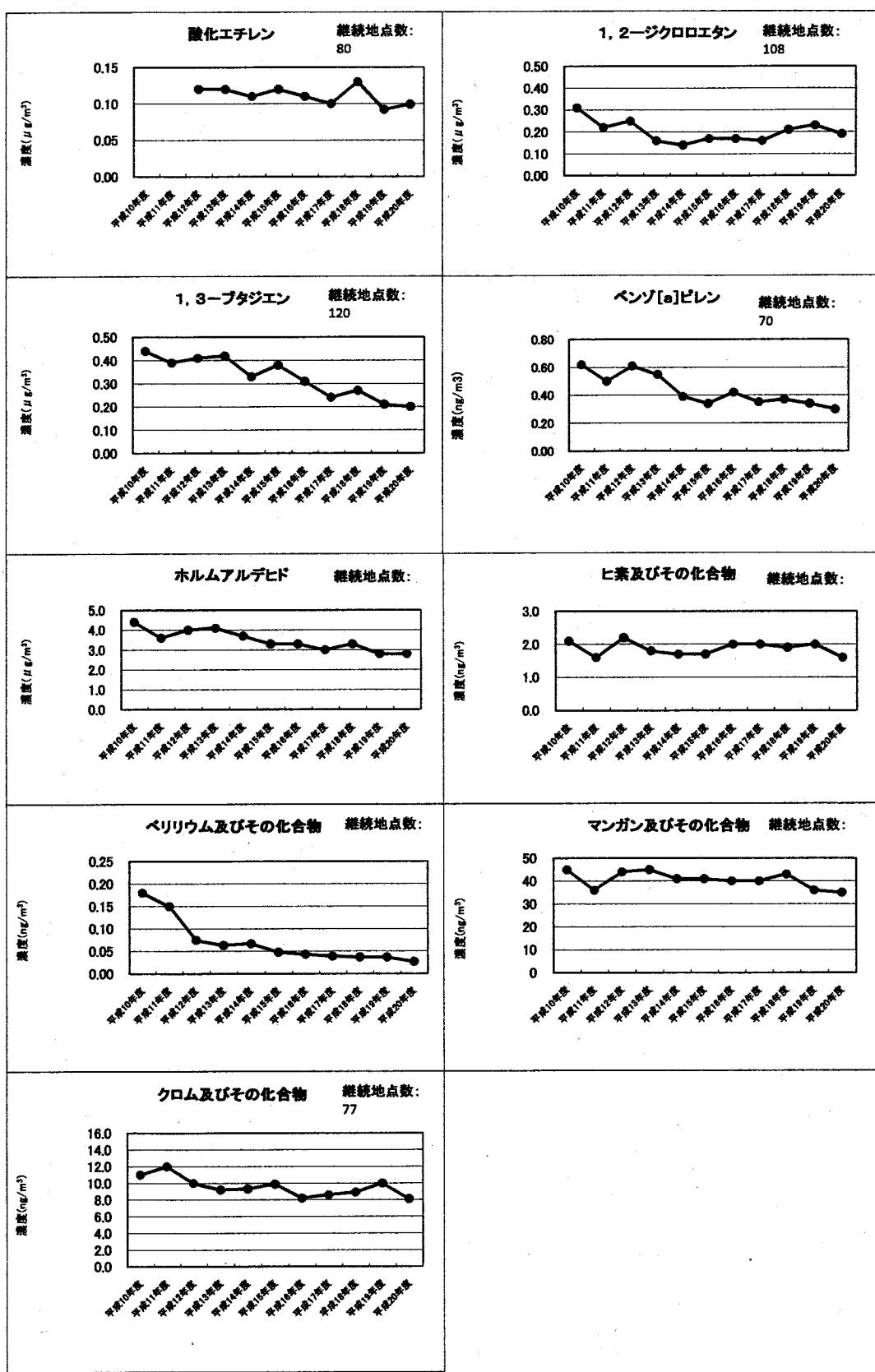


図 3-7 非メタン炭化水素濃度（午前 6 時～9 時の 3 時間平均値）の推移

継続測定地点における年平均値の推移





平成20年度の測定地点数

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	アセトアルデヒド	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	酸化エチレン	1,2ジクロロエタン	1,3ブタジエン	ベンゾ「a」ピレン	ホルムアルデヒド	水銀及びその化合物	ニッケル化合物	ベリリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物	
都道府県名																			
1 北海道	17	15	15	15	13	9	13	9	5	13	13	7	9	7	10	7	5	8	7
2 青森県	4	3	3	3	3	4	3	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3	3	3
3 岩手県	9	9	9	9	9	6	9	9	4	9	9	6	6	1	4	4	4	4	4
4 宮城県	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
5 秋田県	5	5	5	5	3	0	3	3	0	3	3	0	0	3	3	3	3	3	3
6 山形県	3	2	2	2	2	0	2	2	0	2	2	0	0	1	2	0	0	0	0
7 福島県	12	8	6	7	8	4	8	4	3	6	8	5	4	4	7	1	5	1	1
8 茨城県	8	8	8	5	8	3	8	8	3	8	8	3	3	3	3	3	3	3	3
9 栃木県	8	8	8	8	3	8	8	8	5	8	8	7	5	6	6	7	6	7	7
10 群馬県	5	6	4	5	3	7	4	4	5	5	3	6	5	4	2	7	5	7	5
11 埼玉県	26	21	21	21	21	12	21	21	12	21	26	16	10	11	13	13	12	12	12
12 千葉県	31	25	25	25	20	25	20	20	16	20	25	23	24	16	18	17	17	17	17
13 東京都	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
14 神奈川県	25	23	23	23	23	20	23	23	18	23	25	20	15	23	23	19	19	19	19
15 新潟県	11	11	11	11	11	10	11	11	9	11	11	8	10	12	9	6	12	8	8
16 富山県	5	4	4	4	4	1	4	4	1	4	5	1	0	4	4	1	1	1	1
17 石川県	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
18 福井県	5	5	5	5	5	0	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	6	6	6	6	6	1	6	6	1	6	6	1	0	3	3	1	1	1	1
20 長野県	9	9	9	9	9	1	9	9	1	9	9	1	0	7	7	7	1	1	1
21 岐阜県	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2
22 静岡県	12	12	12	12	12	6	12	12	4	12	12	6	6	5	5	5	5	5	5
23 愛知県	21	19	19	19	19	19	19	19	16	19	21	18	17	17	16	15	15	15	15
24 三重県	7	7	7	7	7	5	7	7	5	7	7	5	4	3	5	5	5	5	5
25 滋賀県	8	8	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	7	7	6	6	6	6	7
26 京都府	8	3	3	3	3	7	3	3	2	3	8	6	6	3	2	3	2	3	2
27 大阪府	35	27	27	26	26	33	26	25	23	27	35	30	32	23	23	20	20	22	22
28 兵庫県	23	22	22	22	20	14	20	20	10	20	21	17	12	15	15	10	10	10	10
29 奈良県	2	2	2	2	2	4	2	2	3	2	2	4	2	4	4	4	4	4	4
30 和歌山県	5	5	5	5	5	2	5	3	3	3	4	4	2	2	5	3	3	3	3
31 鳥取県	5	5	5	5	5	1	5	5	2	5	5	1	1	3	1	1	1	1	1
32 島根県	5	5	5	5	5	5	5	5	2	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5
33 岡山県	12	12	12	12	12	9	12	12	9	12	12	9	9	10	10	9	9	9	9
34 広島県	16	15	15	15	14	13	13	13	10	14	14	11	13	12	11	11	10	11	11
35 山口県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
36 徳島県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
37 香川県	7	6	6	6	6	7	6	6	2	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6
38 愛媛県	3	3	3	3	3	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
39 高知県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	21	16	16	16	15	16	17	15	15	15	16	13	17	15	10	15	15	15	15
41 佐賀県	3	3	3	3	3	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
42 長崎県	3	3	3	3	1	3	1	3	1	3	1	1	3	1	3	1	1	1	1
43 熊本県	5	4	5	5	4	4	4	4	4	1	4	4	3	3	5	3	3	3	3
44 大分県	7	2	5	5	2	7	3	4	4	3	6	8	7	2	5	6	5	7	7
45 宮崎県	5	4	4	4	4	4	5	4	4	1	4	5	5	4	4	4	1	4	4
46 鹿児島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
47 沖縄県	5	5	5	5	5	1	5	5	1	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	451	399	399	397	370	327	378	368	247	377	413	318	298	293	302	286	257	282	269

(注) 本表の測定地点数は、平成20年度に環境省及び政令市が測定したものも含まれる。

## エタノール実証事業の状況

- 
3. 北海道苔小牧  
(オエノンホールディングス)  
【農林水産省】  
・米等からの燃料用エタノール製造。
2. 北海道清水町(北海道バイオエタノール)  
【農林水産省】  
・甜菜、小麦等からの燃料用エタノール製造。
1. 北海道十勝地区(十勝園振興機構等)  
【農林水産省、経済産業省、環境省】  
・規格外小麦、とうもろこし等からの燃料用エタノール製造とE3実証。  
・E10も実証(E10対応ガソリン車1台)。
4. 山形県新庄市(新庄市)【農林水産省】  
・ソルガム(ごうりやん)からの燃料用エタノール製造とE3実証。
5. 新潟県新潟市(全国農業協同組合連合会)  
【農林水産省】  
・米からの燃料用エタノール製造とE3実証。
6. 長野県信濃町(東京大学、総合環境研究所、信濃町)  
【文部科学省】  
・稻わら・もみ殻、飼料米からエタノール製造とE3等実証。
7. 静岡県静岡市(静岡油化工業)【経済産業省】  
・稻わら・もみ殻、飼料米からエタノール製造とE3等実証。
8. 愛知県水田活用新作物研究会  
【愛知県・JA愛知中央会・JAあいち経済連】  
・多収量米の栽培試験とE3実証。
9. 大阪府堺市  
(バイオエタノール・ジャパン・関西、大阪府)  
【環境省】  
・建築廃材からの燃料用エタノール製造とE3実証。  
・E10実証。(E10対応ガソリン車34台)
10. 岐阜県真庭市  
(三井造船、岐阜県、真庭市)  
【経済産業省】  
・製材所端材からの燃料用エタノール製造実証。
11. 福岡県北九州市(新日鐵エンジニアリング)  
【経済産業省、環境省】  
・食品廃棄物からの燃料用エタノール製造とE3実証。
12. 熊本県人吉市(球磨焼酎リサイクリング)【農林水産省】  
・焼酎粕からのエタノール抽出とボイラ燃料利用。
13. 沖縄県宮古島(りゆうせき)【環境省】  
・サトウキビ(精蜜)からの燃料用エタノール製造とE3実証。
14. 沖縄県伊江島  
(アサヒビール、九州沖縄農業研究センター)  
【農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府】  
・サトウキビ(精蜜)からの燃料用エタノール製造とE3実証。
15. 岡山県  
岡山県グリーンバイオ・プロジェクト  
【岡山県】  
・E10実証。(E10対応ガソリン車1台)

## ガソリン規格

- ガソリンへのエタノール混合上限は3% (E3) までとなっている。つまり、E3はガソリンであるという整理。
- なお、品確法における強制規格ではないものの蒸気圧（蒸発しやすさ）については、中環審答申を受けて、品確法の標準規格 (=JIS規格) として規定されている。
- 標準規格に適合するものは、ガソリンスタンドにその旨を表示 (SQマーク) できることになっており、実質的な規制となっている。

項目	大防法	品確法(強制規格)	道路運送車両法	目的
鉛	検出されない	—	—	大気汚染防止
硫黄分	0.001 質量% (10ppm) 以下	—	—	大気汚染防止
ベンゼン	1体積% 以下	—	—	健康被害
MTBE	7体積% 以下	—	—	大気汚染防止
メタノール		検出されない	—	エンジントラブル等防止
エタノール		3体積% 以下	—	エンジントラブル等防止
酸素分	1.3 質量% 以下	—	—	大気汚染防止
灯油		4体積% 以下	—	エンジントラブル等防止
実在ガム		5mg / 100ml 以下	—	エンジントラブル等防止
色		オレンジ色		灯油との誤使用防止

## 【標準規格（蒸気圧のみ抜粋）】

- 44kPa～78kPa (夏季用は65kPa、冬季用93kPa)



## ○揮発油等の品質の確保等に関する法律 ～抜粋～

(標準揮発油の表示)

第十七条の六 挥発油販売業者は、標準的な品質の自動車の燃料用の揮発油の基準として経済産業省令で定めるもの（以下「標準揮発油の基準」という。）に適合することを確認した揮発油を販売するときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。

## ○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則 ～抜粋～

(標準揮発油の基準)

第二十条 法第十七条の六第一項 の標準揮発油の基準として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 日本工業規格 K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める一号に適合する揮発油（以下「標準揮発油一号」という。）であること。
- 日本工業規格 K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める二号に適合する揮発油（以下「標準揮発油二号」という。）であること。